

# 令和8年8月27日からの大雨災害義援金の受付を開始します

令和8年8月27日からの記録的な大雨により、北陸地方を中心に甚大な被害が生じました。富山県・石川県・福井県では、各地で河川の氾濫や浸水、土砂崩れが発生し、1,400棟を超える住宅被害が確認されています。

この災害で被災された方々の生活を支援するため、日本赤十字社では義援金の受付を開始します。

皆様の温かいご支援をよろしくお願いします。

## 1 対象地域

富山県、石川県、福井県

## 2 受付期間

令和8年9月4日（金）から令和9年1月29日（金）まで

## 3 受付窓口

伊那市役所社会福祉課、各総合支所市民福祉課、各支所 各窓口

## 4 受付方法

現金のみの受付とさせていただきます。

※物資による支援は受け付けておりません。

## 5 その他

振込による寄付も受け付けています。

地域を限定した寄付を希望される場合、受付期間が異なります。

各口座の詳細や受付期間等は添付資料のとおりです。

## 6 添付資料 ☒ 有 ☐ 無

[本件に関するお問い合わせ先](#)

## 令和8年8月27日からの大雨災害義援金 口座情報

### 1 救援金名称

「令和8年8月27日からの大雨災害義援金」

### 2 受付期間

令和8年9月4日（金）から令和9年1月29日（金）まで

※地域を限定しての寄付の場合、受付期間が異なります。詳しくは下記をご確認ください

### 3 義援金受付口

#### ●地域を限定しての寄付

(1) 日本赤十字社 富山県支部 受付期間：令和9年1月29日（金）まで

ア. 北陸銀行 本店営業部

普通預金 6194047

イ. 富山銀行 富山支店

普通預金 3053551

ウ. 富山第一銀行 ニューセンター支店

普通預金 027915

※口座名義はいずれも「富山県災害義援金 日赤富山県支部 支部長 にったはちろう 新田八郎」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、富山県支部に下記内容をご連絡ください。

「住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名」

〒930-0821 富山県富山市飯野 26-1

日本赤十字社富山県支部 あて

TEL：076-451-7878 FAX：076-451-6872

(2) 日本赤十字社 石川県支部 受付期間：令和9年1月29日（金）まで

北國銀行 県庁支店

普通預金 36500

口座名義 「日本赤十字社石川県支部 支部長 やまの ゆきよし 山野 之義」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、石川県支部に下記内容をご連絡ください。

「住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名」

〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2丁目48番地

日本赤十字社石川県支部 総務課あて

TEL：076-239-3880 FAX：076-239-3881

(3) 日本赤十字社 福井県支部 受付期間：令和8年11月30日（月）まで

福井銀行 木田支店

普通預金 1144543

口座名義 「日本赤十字社福井県支部 支部長 石田<sup>いしだ</sup> 嵩人<sup>たかと</sup>」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、福井県支部に下記内容をご連絡ください。

「住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名」

〒918-8011 福井県福井市月見2丁目4番1号

日本赤十字社福井県支部 総務課あて

TEL：0776-36-3640 FAX：0776-34-6299

## ●被災地全域への寄付

(1) 日本赤十字社本社

ア. ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00100-5-674660

口座加入者名 「日赤令和8年8月27日からの大雨災害義援金」

口座名義略称 「日赤 R8.8.27 大雨義援金」

※払込取扱票の口座名義欄への記載は、上記の口座名義略称でも取扱可能です。

※受領証の発行を希望する場合は、併せて通信欄に「受領証希望」とご記載ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

イ. メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2787559

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105557

・みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0620847

※口座名義はいずれも「日本赤十字社<sup>にほんせきじゅうじしゃ</sup>」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、直接、本社パートナーシップ推進部（電話：03-4363-2056）に住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名をご連絡ください。

## 4 税法上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

## 5 その他

- ①物品については、取り扱いしておりません。
- ②お寄せいただいた義援金は、災害義援金配分委員会を通じて被災地の方々の生活支援に役立てられます。
- ③この災害に関する日本赤十字社の対応については、ホームページをご覧ください。  
(<http://www.jrc.or.jp>)